〇経済産業省告示第三百九号

輸入貿易管理令 (昭和二十四年政令第四百十四号) 別表第一第一号、 第三号、 第十五号、 第二十一号及び

第二十二号の規定に基づき、 平成十二年 通 商 産業省告示第七 百八十九号 **(**輸 入貿易管理令別表第 第 号 等

する。

に規定する経

済

産業大臣が告示で定める貨物)

の <u>ー</u>

部を次のように改正

Ļ

平成十八年十月十四

日

から

施行

平成十八年十月十三日

経済産業大臣 甘利 明

第三号中 「とする。」の下に「ただし、 当該輸入に係る原産地又は船積地域が北朝鮮である貨物にあ って

は、1から6までの項に規定する貨物を除く。」を加える。

第四 号中「とする。」の下に「ただし、 当該輸入に係る原産地又は船積地域が北朝鮮である貨物を除く。

を加える。

附則

この告示による改正後 の輸入貿易管理令別表第一 第一号等に規定する経済産業大臣が告示で定め る貨物第

三号及び第四号 (ただし書に係る部分に限る。 の規定は、 平成十九年四 月十三日限り、 その効力を失う。